

岩手県市町村総合事務組合条例第3号（令和6年2月7日公布）

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例の一部を改正する条例

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(特別負担金)</p> <p>第4条 特別負担金は、次の各号に該当した場合に、当該各号に定める額を賦課するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合同条例第4号）第5条又は第6条の規定に該当する退職をし、同条例の規定による退職手当の支給を受けた場合 <u>同条例第5条から第6条の3まで、第6条の5から第6条の7まで及び附則第15項から附則第17項までの規定により計算された退職手当の基本額又は同条例第8条の2の規定による退職手当の額と、その者が傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したものとして同条例第4条の規定により計算された額との差額に相当する額</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(特別負担金)</p> <p>第4条 特別負担金は、次の各号に該当した場合に、当該各号に定める額を賦課するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 職員が市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合同条例第4号）第5条又は第6条の規定に該当する退職をし、同条例の規定による退職手当の支給を受けた場合 <u>当該退職による退職手当の基本額又は同条例第8条の2の規定による退職手当の額と、その者が傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したものとして同条例第4条並びに附則第15項及び附則第16項の規定により計算された額との差額に相当する額</u></p> <p>(4) (略)</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。